

虐待対策防止マニュアル

子ども発達サポートセンターはるる

はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 23 年6月 17 日に議員立法により成立し、平成 24 年 10 月1日に施行されました。

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより障害者の権利利益の擁護に資すること、とされています。

この目的を実現するために、この法律では国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者等に障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

●設置目的

利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待防止に努める。また、職員一人一人が虐待に対する正しい知識をもち、虐待防止を意識しながら支援にあたるために研修会等を行い支援員の資質向上を図り、利用者や家庭の状況から虐待等のリスクを早期に把握し、必要な支援を行うことにより虐待の未然防止、重症化予防に取り組むことを目的とする。

●体制

虐待防止委員会を設置し、本事業所で虐待防止を目指すための取り組み等の確認・改善をする

委員会の構成員

構成員	責務・役割
代表	虐待防止委員会の責任者
管理者・施設長	虐待防止委員対応策実施の責任者
指導員・支援員	虐待防止対策実施の担当者
第三者、専門員	協力医療機関医師、地域包括支援センター、行政の担当者等

※必要に応じて第三者の助言を得ることがある

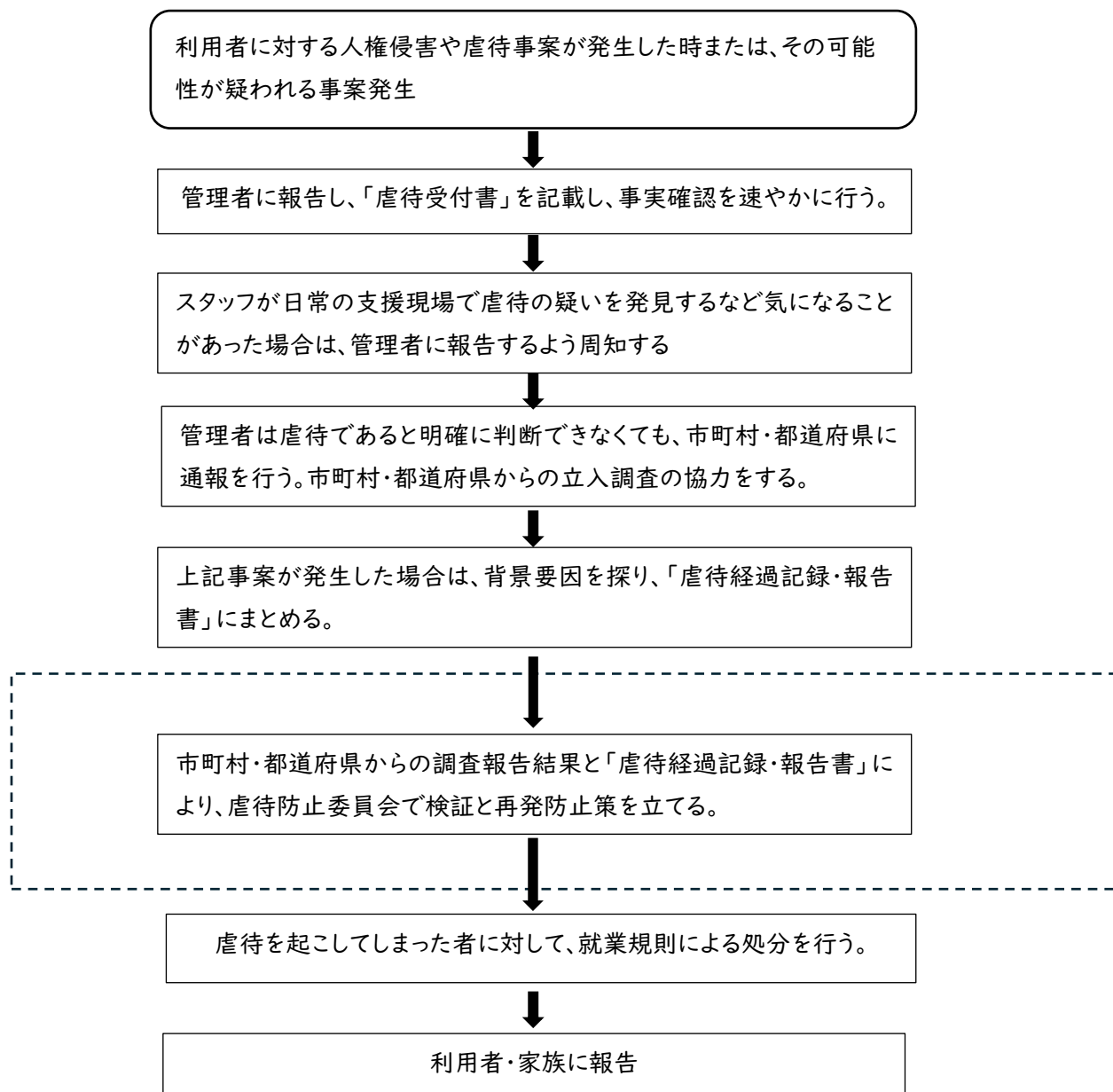
●虐待防止委員会としての役割

1. 虐待防止のための体制づくり
2. 職員研修会を年に1回開催（6月開催予定）
3. 虐待防止のチェックリストを作成し、実施するとともに全職員に結果を周知する
4. 虐待（不適切な対応事例）発生後の対応と総括
5. 再発防止策の検討を行う

●身体拘束への対応

- ・職員等が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、障害のある子どもや他の障害のある子どもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- ・やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性が要件となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の状態・時間等について、子どもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載させることが必要である。
- ・身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項の記録とともに報告を受ける。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

●虐待(児)者事案発見対応フローチャート



●虐待の行為について

区分	内容と具体例
① 身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 【具体的な例】 ・ 殴る、ける、平手打ちをする、叩く、つねる、踏みつける、髪・耳・鼻等を強く引っ張る、やけどや打撲をさせる ・ 無理矢理 飲食を強要し、口に押し込む ・ 食事やおやつを与えない ・ 罰としての減食 ・ 押し倒したり、突き飛ばしたり、投げ飛ばす ・ 引きずる、衣服をつかんで強制する ・ 強要 ・ 首根っこをつかむ、頭を押さえつける ・ 自傷行為の放置 ・ 居室等に長時間閉じ込める ・ 施設外への放置、閉め出し ・ 服薬や傷等の治療の放置 ・ 身体拘束（柱や椅子等に縛り付ける、医療の必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
② 性的虐待	性的な行為やそれを強要すること 【具体的な例】 ・ 性交 ・ 性器への接触 ・ 性的行為を強要する ・ 裸にする ・ キスをする ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話をする ・ わいせつな映像を見せる、更衣やトイレ等の場面ののぞいたり、映像や画像を撮影したりする等
③ 心理的虐待	脅しや脅迫、侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること 【具体的な例】 ・ 「ばか」「あほ」等 利用者を侮辱する言葉を浴びせる ・ 怒鳴る ・ 威圧的な口調 ・ ののしる ・ 悪口を言う ・ 仲間に入れない ・ 差別的に扱う ・ 利用者の差別的なものまね ・ 子ども扱いする

	・ 人格をおとしめるような扱いをする ・ 話しかけているのに意図的に無視する ・ 失敗等を嘲笑したり、それを話したりする等 利用者に恥をかかせる ・ 利用者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す等
④ 放棄・放任 (ネグレクト)	・ 食事や排泄、入浴、洗濯等 身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって利用者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・ 食事や水分を十分に与えない ・ 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・ あまり入浴させない ・ 汚れた服を着させ続ける ・ 排泄の介助をしない ・ 髪や爪が伸び放題 ・ 室内の掃除をしない ・ ごみを放置したままにしてある等 劣悪な住環境の中で生活させる ・ 病気や怪我をしても受診させない ・ 学校に行かせない ・ 必要な福祉サービスを受けさせない ・ 制限する ・ 同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
⑤ 経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・ 年金や賃金を渡さない ・ 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

【障害者虐待相談窓口】

- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（全国共通で24時間対応可能）
- ・ 斑鳩町役場 住民生活部 福祉子ども課（8:30～17:30）0745-74-1011

虐待防止チェックリスト

く チェック項目 く	チェック欄
1. 利用者への対応、受け答え、挨拶は丁寧に行うよう日々、心がけている。	☐ できている ☐ できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	☐ できている ☐ できていない
3. 利用者への説明はわかりやすい言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
4. 職務上、知り得た利用者の個人情報については、慎重な扱いに留意している。	☐ できている ☐ できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入り等を行わないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	☐ できている ☐ できていない
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	☐ できている ☐ できていない
11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受け答えをしてしまうことがある。	☐ ある ☐ ないか
12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受け答えをしてしまうことがある。	☐ ある ☐ ないか
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	☐ ある ☐ ないか
14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	☐ ある ☐ ないか
15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	☐ ある ☐ ないか
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場合に出くわしたことがある。	☐ ある ☐ ないか
17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場合を容認したこと（注意できなかったこと）がある。	☐ ある ☐ ないか
18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みをもち続けている。	☐ ある ☐ ないか
19. 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	☐ ある ☐ ないか
20. 最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。	☐ ある ☐ ないか

